

# 令和 8 年度放課後児童クラブの入所申込について

## 1. 入所の要件

本市の小学校に在籍し、下校後下記の①～④のいずれかの理由で保護者が家庭にいない児童です。

- ① 就労のため
- ② 出産のため
- ③ 病気やケガ又は病人の看護(介護)のため、心身の障害のため
- ④ 求職中、就職先内定のため

\*募集を上回る申込があった場合は、1～3年生までの低学年児童を優先して入所決定します。

ただし、次の場合は入所できません。

- ・子どもを保護できる家人がいる場合
- ・区域外就学で、祖父母宅等に帰宅する場合
- ・現在、在籍者で納期限分の受託料が未納の場合（令和7年度受託料完納が必要）

## 2. 入所申込に必要な書類 児童1人につき1部提出

- ① 児童クラブ加入申込書（消えないボールペンで記入してください）
- ② 加入申込調査書……健康状態、成長・発達で不安や心配なこと等を詳しく記入してください。
- ③ 送迎者登録票及び通学経路の略図……記載例を参考に記入してください。
- ④ 承諾書……記載例を参考に記入してください。
- ⑤ 添付書類……下表をご確認のうえ必要な書類を提出してください。

理由	保護者の状況	必要書類
1 就労	保護者が就労 就労日数が週3日（月12日）以上	<b>就労証明書</b> （申込書の同居家族に記入された全員分） ※原本添付(兄弟はコピーの添付で可)
2 出産	母親の出産により、児童の保育ができない 入所期間は出産予定日を含め前後8週 ※育児休暇中は入所不可	出産予定のお子様の <b>母子手帳の写し</b> （母の氏名、分娩予定日の記載があるもの）
3 病気・ 看護等	保護者が病気やケガ、心身の障害により、児童の保育ができない 保護者が病人や心身に障がいのある人の看護や付添いのため児童の保育ができない	<b>申立書</b> <b>診断書</b> （病院の様式で可） <b>身体障害者手帳又は療育手帳を持っている場合その写し</b>
4 求職中・ 内定	就職先内定の場合 求職中により児童の保育ができない ※入所期間は3か月	<b>就労証明書</b> （発行されない場合は <b>申立書</b> ） <b>求職申立書</b>
5 その他	その他	<b>申立書</b> （保育できない理由を証明する添付書類が必要）

※書類は成人の方世帯全員分（提出はコピー可）（65歳以上の祖父母は必要ありません）

※就労証明書について、市内保育所（園）利用の方で、子育て支援課へ提出した就労証明書のコピーでも受け付けします。

※別紙チェックリストで提出書類をご確認ください。なお、全ての書類が揃っていなければ受け付けできませんので余裕をもって申請してください。

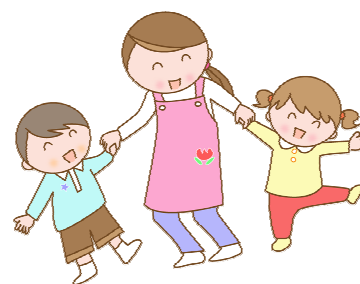
### 【入所の審査について】

- ・加入申込書、提出された添付書類などにより、入所資格の審査をします。必要に応じて追加資料を提出していただく場合や、自宅や勤務先等へ確認する場合がありますので、予めご了承ください。
- ・入所資格を満たす申請者が、当該児童クラブの定員を超えた場合、入所選考基準に基づき、児童の入所を決定します。
- ・審査の結果については、2月下旬に保護者へ通知します。

### 【入所の取消し】

いずれかに該当する場合、退所していただく場合があります。

- ① 入所資格に該当しなくなったとき
- ② 正当な理由なく長期間にわたり利用しないとき
- ③ 保護者が受託料を滞納したとき
- ④ 加入児童が他の児童や支援員等に損害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為をしたとき



## 3. 受け付け期間と提出先

4月から入所希望の方は、期限厳守にご協力ください。

年度途中からの入所希望については、定員に余裕のあるクラブについて審査、入所決定します。

入所月	受け付け期間 (12/29~1/3 及び土日、祝日を除く)	提出先
4月から入所希望 <b>継続</b>	令和7年12月8日(月)から 令和8年1月9日(金) ※受け付け期間以降に申し込みを提出した場合は5月以降の入所となります。	現在入所している児童クラブで受け付け。必要書類を用意し、支援員に提出してください。
4月から入所希望 <b>新規</b>	令和7年12月8日(月)から 令和8年1月9日(金) ※受け付け期間以降に申し込みを提出した場合は5月以降の入所となります。	旭市教育委員会 教育総務課 ☎85-8634 (旭市役所 4階 32番窓口)
年度途中	毎月10日までに申請 (入所は申請した月の翌月1日)	旭市教育委員会 教育総務課 ☎85-8634 (旭市役所 4階 32番窓口)
8月のみ	令和8年6月1日(月)から12日(金)	旭市教育委員会 教育総務課 ☎85-8634 (旭市役所 4階 32番窓口)

#### 4. 開所時間

開 所 日	開 所 時 間	延 長 時 間
月曜日～金曜日	下校時(放課後)から午後6時まで	午前7時30分から午前8時 午後6時から午後6時30分
土曜日	午前8時から午後6時まで	
長期休業(春、夏、冬) 県民の日、振替休業日	午前8時から午後6時まで	

土曜日は実施場所を集約して行います。

- 実施場所 ①中央児童クラブ ②干潟児童クラブ ③矢指児童クラブ ④共和児童クラブ  
⑤嚶鳴児童クラブ ⑥三川児童クラブ ⑦古城児童クラブ
- 申込先 在籍する児童クラブ
- 申込方法 希望する週の水曜日までに申し込み



土曜日集約先一覧

児 童 ク ラ ブ 名	実 施 場 所
中央第1～4 児童クラブ	中央第1 児童クラブ
干潟第1～2 児童クラブ・豊畑児童クラブ	干潟第1 児童クラブ
富浦第1～2 児童クラブ・矢指児童クラブ	矢指児童クラブ
琴田児童クラブ・共和児童クラブ	共和児童クラブ
鶴巻児童クラブ・滝郷児童クラブ 嚶鳴第1～2 児童クラブ	嚶鳴第1 児童クラブ
三川児童クラブ・飯岡児童クラブ	三川児童クラブ
中和児童クラブ・萬歳児童クラブ・古城児童クラブ	古城児童クラブ

#### 5. 休所日 (児童クラブが休みの日)

- ・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
  - ・旭市に警報(波浪警報除く)が発令され学校が朝から休みの場合や、在校中に警報が発令され学校の判断で下校した場合。
  - ・学校が緊急時において一斉下校となり、学校から直接保護者に児童を引き渡すことになった場合。
  - ・感染症等による学校閉鎖となる場合(学年・学級閉鎖の場合は該当する学年、クラスの児童は利用ができません)
- \*その他の臨時的の休所については、事前に連絡します。

## 6. 受託料（児童1人あたりの月額）

区 分	受 託 料
月曜日～金曜日の利用	月 額 7,000 円（8月のみ 月額 12,000 円）
月曜日～土曜日の利用	月 額 9,000 円（8月のみ 月額 14,000 円）
土曜日のみ利用	月 額 2,000 円
延長保育の利用	月 額 1,000 円

- ・受託料は、出席日数にかかわらず、在籍している方から全額をいただきます。
- ・利用しない月は、利用しない月の前月の15日までに加入変更届を提出してください。
- ・遡って受託料を返還することはできませんので必ず提出してください。
- ・延長保育は午後6時のお迎えを少しでも過ぎる日が1日でもある場合は申込みをしてください。
- ・受託料の滞納が続く場合は退所していただく場合があります。

\*受託料については利用月の翌月末に口座振替にて納付していただきます。入所決定後、ご利用の金融機関の窓口にある口座振替依頼書を記入していただき、手続きをお願いします。兄弟姉妹で利用している場合、それぞれの児童について金融機関等で手続きが必要となります。金融機関での手続きが完了するまでは、納付書で納めていただきます。

## 7. 受託料の免除

次の世帯は申請により受託料が免除になります。加入決定後に免除の申請をしてください。

- ① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯
- ② 市民税の所得割が非課税の世帯

## 8. 入所後の注意事項

- ・児童クラブ加入の児童は、全員傷害保険に加入します。加入決定後にご案内します。
- ・児童の来所（長期休業時）及び帰宅は、保護者が責任をもって送迎を行ってください。
- ・送迎者登録票に記入された方以外の方（例：ファミリー・サポート・センター、放課後デイサービス、友人等）が送迎する場合は、前日までに教育総務課へ「家族以外への引き渡し委任状」の提出が必要です。年間を通じて送迎を頼む場合は委任する期間を1年間としてください。
- ・児童クラブの管理運営上、開所時間内に必ずお迎えに来てください。
- ・児童の安全を確保できないため、長期休業時に開所時間前の来所は行わないでください。
- ・転居、就労先の変更や、その他の事由により家庭状況が変わった場合は、すみやかに児童クラブに連絡のうえ、その内容を証明する書類（就労証明書等）を提出してください。
- ・学校給食が無い日は、お弁当と飲み物を持参してください。
- ・おやつは各児童クラブの指示に従ってください。

**【問合せ先】 旭市教育委員会教育総務課 ☎0479-85-8634**

★放課後児童クラブは、学校が行っているものではありません。

連絡や問合せは、教育委員会教育総務課までお願いします。

【児童クラブ一覧】

No	名称	定員	連絡先	住所
1	中央第1~4児童クラブ	140人	080-6676-2244	旭市ハの74番地 (中央小学校内教室)
2	琴田児童クラブ	40人	0479-63-8288	旭市琴田2874番地2 (専用室)
3	干潟第1・2児童クラブ	80人	0479-62-3571	旭市鎌数9509番地7 (専用室)
4	富浦児童クラブ	35人	080-5054-2244	旭市中谷里3383番地2 (富浦小学校内教室)
5	矢指児童クラブ	40人	0479-62-6820	旭市椎名内1278番地 (矢指小学校内教室)
6	共和児童クラブ	40人	0479-60-3066	旭市新町771番地 (専用室)
7	豊畑児童クラブ	30人	080-5066-2244	旭市井戸野2738番地 (豊畑小学校体育館学童室)
8	鶴巻児童クラブ	30人	080-5062-2244	旭市蛇園5533番地 (鶴巻小学校内教室)
9	滝郷児童クラブ	20人	080-5377-2244	旭市清滝821番地 (滝郷小学校内教室)
10	嚶鳴第1・2児童クラブ	80人	0479-50-3700	旭市後草1647番地1 (専用室)
11	三川児童クラブ	40人	080-6671-9944	旭市三川4643番地 (三川小学校内教室)
12	飯岡児童クラブ	30人	080-5468-2244	旭市飯岡2020番地1 (飯岡小体育館学童室)
13	中和児童クラブ	20人	080-5699-2244	旭市堀之内10番地 (ひかた市民センター内)
14	萬歳児童クラブ	20人	090-9377-2244	旭市萬歳惣堀番外1番地 (萬歳小学校内教室)
15	古城児童クラブ	30人	080-6678-2244	旭市鑄木2699番地 (古城小学校内教室)